

令和6年度の介護保険料について

65 歳以上の方の保険料額は、3 年間（令和6年度～令和8年度）に必要な介護保険の総費用から算出した「基準額」をもとに、原則としてその方の世帯の所得に応じて決定いたします。

雄武町の保険料の基準額は **73,200 円（年額）** となっており、この基準額をもとに、保険料段階は次のとおり分かります。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.285	20,800 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.485	35,400 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.685	50,100 円
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.90	65,800 円
第5段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	基準額×1.00	73,200 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	87,800 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.30	95,100 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.50	109,800 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.70	124,400 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.90	139,000 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×2.10	153,700 円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額×2.30	168,300 円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額×2.40	175,600 円

※合計所得金額とは、総所得金額等の各種繰越控除前の金額のことを指します。

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。納期内の納付をお願いします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。